

夷隅地域水道事業の統合広域化に関する基本協定書

勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町(以下「関係市町」という。)は、「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき関係市町の水道事業を統合するにあたり関係する基本的事項について次のとおり協定を締結する。

(統合の目的)

第1条 この統合は、水道事業の経営基盤及び技術基盤を強化することにより、安定した経営体制を構築し、関係市町の水道使用者に対して将来にわたり安心して安全な水道水を持続的かつ安定的に供給することを目的とする。

(統合の時期)

第2条 統合の時期は、令和7年4月1日とする。

(統合の方法)

第3条 関係市町の水道事業を事業統合し、統合後の水道事業は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合(以下「夷隅広域」という。)が経営する。

2 前項の事業統合に伴い、勝浦市水道事業、いすみ市水道事業、大多喜町水道事業及び御宿町水道事業は廃止するものとする。

(事務所等)

第4条 事務所は、いすみ市弥正88番地1に置く。

2 前項の事務所のほかに、サービス拠点を関係市町にそれぞれ1か所ずつ設け、水道使用者の利便性向上に努めるものとする。

(職員)

第5条 統合後の職員は、関係市町から身分移行する職員、夷隅広域に所属する職員及び夷隅広域で新しく採用する職員並びに関係市町からの派遣職員をもってあてる。

2 派遣職員の取扱いは、夷隅広域の従前の例によるものとする。

(経理)

第6条 統合後の経理は、全体で行う。ただし、水道料金統一までの間は、統合前の水道事業ごとにセグメント管理を行いセグメント情報の開示に努めるものとする。

(水道施設の整備)

第7条 水道施設の整備は、基本計画における施設整備計画に基づき推進するものとする。

2 施設整備計画は、社会経済情勢の変化や施設整備の進捗状況等により必要に応じて見直しを行うものとする。

(水道料金等)

第8条 水道料金は、統合から10年後に統一することを目標とし、水道料金統一までの間は、統合前の水道事業の区域ごとに定めるものとする。

2 水道料金の統一を円滑に行うため、水道料金統一までの間の水道料金は、統合時及び統合から5年後に改定を行うものとする。

3 水道料金以外の加入金、メーター使用料及び手数料等は、統合時に統一するものとする。

(資産等の引継ぎ)

第9条 関係市町が現に保有する資産のうち、統合時に水道事業の用に供する資産及び同資産を形成する負債については、台帳を整理のうえ、夷隅広域に全て引き継ぐものとする。

2 統合前すでに水道事業の用に供していない資産及び同資産を形成する負債については、原則として引き継ぐ対象とはせず、当該資産等を所管することとなる市町において管理処分するものとする。

3 借受け資産のうち必要な資産については、契約の内容を明らかにしたうえで、その権利を夷隅広域に引き継ぐものとする。

(財政調整)

第10条 統合前において、関係市町の水道事業が累積欠損金を保有するときは、統合時までには解消しなければならない。

(出資金)

第11条 関係市町は、夷隅広域が令和7年度から令和16年度に実施する水道事業の施設整備に係る建設改良費に対し、出資を行うものとする。

2 出資を行う事業は、国交付金事業のうち統合関連事業を対象とする。

3 関係市町が出資する出資額は、地方公営企業繰出基準(以下「繰出基準」という。)を基に算出される額を限度として、基本計画で定める計算方法により算出した額とする。

(一般会計繰出金)

第12条 関係市町は、高料金対策の経費として給水収益の不足分について繰出基準の内外によらず、基本計画で定める計算方法により算出した額を負担するものとする。

2 その他いずれかの市町が繰出基準に基づき一般会計から繰出しを行っている経費の負担については、その趣旨を尊重し引き続き負担するものとする。

3 前項の関係市町の負担額は、繰出基準を基に算出した額を統合前の水道事業の区域ごとにおける前々年度の有収水量をもって按分した額とする。

(負担の担保)

第13条 関係市町は、第11条の出資金及び第12条第1項の繰出金について、その負担を担保するための必要な措置を講じるものとする。

(統合準備)

第14条 統合の準備作業を行う組織は、所定の手続を経て夷隅広域に置くものとする。

2 統合の準備作業に要する経費は、夷隅広域の予算により執行するものとする。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、関係市町及び夷隅広域で協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の証として本書5通を作成し、署名押印のうえ各自1通を保有し、夷隅広域で1通を保有する。

令和 6年 7月 4日

勝浦市長

照川 由美子



いすみ市長

太田 洋



大多喜町長

平林 昇



御宿町長

石田 義廣

